

第51回 公的扶助研究全国セミナー・東京大会 開催要綱
健康で文化的な最低限度の生活 TOKYO2018

【日程】 2018年11月24日(土)~25日(日)

【会場】 大正大学〔東京都豊島区〕



『健康で文化的な最低限度の生活』 ©柏木ハルコ/小学館(週刊 ビッグコミックスピリッツ連載中)

《主催》 全国公的扶助研究会・第51回公的扶助研究全国セミナー実行委員会

《後援》 東京都・東京都社会福祉協議会・日本社会福祉士会・

日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会・日本ソーシャルワーカー協会

すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を

今年、「健康で文化的な最低限度の生活」をテーマに、4年ぶりに首都東京で全国セミナーを開催します。このテーマをコンセプトにしたのは、貧困率が高止まりし格差が広がる下で、今ほど「健康で文化的な最低限度の生活」が問われているときはないからです。憲法25条はすべての国民に対して「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することが国の責任であることを明らかにしていますが、いわゆる生活保護の捕捉率(生活保護基準以下で生活する世帯のうち現に生活保護を利用している世帯の割合)は2割程度にとどまっており、生活保護はその役割を十分に果たしているとはいえません。

こうした状況の下で、生活扶助基準は2013年からの引下げに続いて2018年10月からの引下げが予定されており、利用者の生活は厳しさを増すと思われます。私たちの生活の「岩盤」ともいえる生活保護基準は利用者だけでなく、就学援助等の低所得者施策や最低賃金、課税最低限など市民生活に影響を及ぼします。

また、私たちの生活を守るべき社会保障は医療保険や介護保険の負担増などが強まっており、生活保護の役割は増えています。

私たちは、このように生活保護がいわば「出番」にあることを踏まえ、厳しさを増す利用者の貧困や生活問題と向き合い、その解決のために、生活保護の実施要領や他法他施策を駆使し、利用者本位のケースワークを実践して、利用者の生存権を守らねばならないのではないのでしょうか。

全国の福祉事務所や関係機関で働く皆さん。

私たちは、私たちの仕事が、「命の重みを背負って」いることを自覚し、利用者とともに命を輝かすために、その実現への途をセミナーで語り合ひましょう。

全国公的扶助研究会会長 吉永純

参加者からの声

仕事では八方ふさがりになる時がありますが、セミナーに来ると、同じ思いを持つ人が全国にいて、仲間としてのつながりを感じます。それで一年間の元気をもらっています。

支援の中で、知識や技術を大切にすることは分かっていましたが、それを支える価値があってこそという言葉が非常に心にしみました。大切にしていきます。

実行委員会の方が仕事ではなく、ボランティアでされていると知り、驚きました。本当に頭が下がる思いです。このような場を設けていただき、感謝します。

教員として学生と来ました。現場の人との交流が貴重な場です。セミナーの後、見違えるようになる学生もいます。嫉妬しますが(笑)。

生活保護ワーカーの人が何をどう考えているのか分からなかったのですが、セミナーに集う人と交流して、大きく印象が変わりました。明日からの連携のヒントをもらいました。

全国から集まる方の声を実際に聴け、真剣に論議できたことが何よりのお土産です。地元で少人数でもいいので、学習会を開いていきます。

現場の人も、研究者も隔たりなく、対等に意見交換ができるところがこのセミナーの良さだと思いました。

現場だけでは目の前のことばかりになり、社会の動きから取り残されるのですね。なぜ生活保護、ケースワークが必要なのか、改めて学び、原点に立ち戻りました。



タイムテーブル

*11月24日(土)：講座 【大正大学 東京都豊島区】

10:00	10:30	12:30	13:30	17:00	19:00	21:00
受付	午前講座	昼食	午後講座			懇親会

*11月25日(日)：分科会 【大正大学 東京都豊島区】

9:00	9:30	12:00	13:00	15:30
受付	分科会	昼食	分科会	

1日目：午前講座 【大正大学】 ※全ての講座に定員があります

* <生活保護裁判>

「生活保護裁判・審査請求に学ぶ」～この1年の主要判例と判決の動向～

この1年で原告が勝訴した判決として、自営業者の事業収入認定、奨学金の収入認定、母子家庭の世帯認定、稼働能力活用、通院移送費、63条全額返還取消・ケース記録改ざん、元組員保護申請却下事件などがあります。また審査請求の判決で請求人が勝利した判決として、63条過誤払、住宅扶助特別基準設定、稼働能力、違法指導指示廃止、3ヶ月超遡及支給、保護累積金の収入認定などの事件があります。私たちが、当たり前と思って行った決定が実は法的には間違っていたり、実施要領の読み間違いであったりして原告が勝訴している事件もあります。こうした裁判や審査請求の動向から読み取れるものを学び、あるべき制度運用について検討します。

講師：吉永 純さん（花園大学）

助言者：尾藤 廣喜さん（弁護士/鴨川法律事務所）

* <研究と実践をつなぐ>

「公的扶助研究会と生活保護は面白い！」～なにわのケースワーカーが語る、研究会と共に歩んだ半生～

大阪市のケースワーカーから大学教授へ。全国公的扶助研究会と歩み続けて32年。

「なぜ生活保護にこだわり続けてきたのか」「公扶研から何を学び、実践にどう活かしたのか」「生活保護利用者や地域住民、そして職場からの理解が得られたのか」などを語ってまいります。

公務員として生活保護業務に取り組む心構え、日ごろの実践に役立つヒント、研究会活動の意義などを学びましょう。

講師：松崎 喜良さん（神戸女子大学）

* <ケースワーカーと組織の倫理>

「小田原ジャンパー問題が、生活保護現場に問いかけたもの」

2017年1月、小田原市で「生活保護なめんな」ジャンパーを作製着用していたことが発覚し、社会的な問題となりました。その後、市が設けた第三者による「生活保護行政のあり方検討会」での検証作業が進められ、小田原市の生活保護行政は大きく改善されています。

この問題が、全国の生活保護現場に問いかけたものとは何だったのでしょうか。今でも、全国のどこかで「見えないジャンパー」は蔓延しているのではないのでしょうか。

この講座では、元生活保護ケースワーカーで、上記検討会の検討委員をつとめた講師から、生活保護現場を改善するための話をしていただき、参加者で学び合います。

講師：森川 清さん（弁護士/森川清法律事務所）

* <女性問題>

「若い女性の実態から考える人権・貧困 そして 支援」～見えにくい問題を知り、できることを探す～

「女性問題」と聞いて、皆さんはどのような人や事態・事情をイメージしますか？

「家や学校に居場所が無い」「家に帰りたくない」と危険と知りつつ夜の街に身を委ねてしまう、「傷つく」と分かっているが相手の欲求に応じてしまう、このような女性たちがいることを知っていますか？その背景に潜む課題に目を向けたことはありますか？

NPO法人BONDプロジェクトは、渋谷の夜の街で一人の少女との出会いをきっかけに、20歳代30歳代の生きづらさを抱えた女性たちを支えようと設立され、虐待、家出、貧困など様々な困難を一人で抱える女性に寄り添い、聴く、伝える、繋ぐことを大切に、街のパトロールや自主的な保護活動を行っています。活動を通じて見えた貧困や人権に連なる実態と課題を報告してもらい、私たちの見方や捉え方、できることを考えてみましょう。

講師：多田 憲二郎さん（NPO 法人 BOND プロジェクト）

* <発達障がい>

「生活保護の実践現場で出会う発達障がい」～得意なことと苦手なことの凹凸と支援の工夫～

生活保護の実践現場において私たちが「困った人」と感じる「その人」は、発達障がいにより起因する生活上の困難や生きづらさを抱えて「困っている人」なのかもしれません。ご本人も私たち支援者も、なぜ支援・利用上の困難が生じているのかを理解できず、お互いのかかわりの中で「困ったこと」を増長させている場合があります。

生活保護の実践現場で出会う発達障がいの事例などを通して、発達障がいの基本的な知識、コミュニケーションの方法などについて実践的に学びます。「その人」の得意なことと苦手なことの凹凸を理解し、「その人」に目を向けた支援のあり方を皆さんと共有したいと思います。

講師：山崎 順子さん（東京都発達障害者支援センターセンター長）

* <メンタルヘルス>

「援助職のメンタルヘルスの重要性を考える」

多くの援助職は「ケースワーク」と「事務」を担っています。生活に課題を抱えている人へのケースワークには、方程式はありません。またその人の生死に関わる場面に立ち会うこともあります。このように、ケースワークには悩みやストレスを伴うことが多くあります。一方、事務仕事も増えています。特に、生活保護分野では複雑な基準改定や各種調査などに多くの時間を取られています。やりがいがある反面、悩みやストレスを伴うケースワークと多くの事務を担う援助職の中には、うつ病などを患う人も多くいます。この講座ではストレスを抱えやすい援助職という仕事の特性とメンタルヘルスの重要性を考えます。心にゆとりを持ちながら働くためのヒントを得ましょう。

講師：長谷川 俊雄さん（白梅学園大学）

* <11/9 特別企画ダイジェスト版>

「よくわかる生活保護ガイドブック活用講座ダイジェスト版」

11月9日（金）の特別企画で開催されたガイドブックを活用した特別講座をダイジェスト版で再現します。生活保護制度における仕事の2本柱「生活保護手帳」と「ケースワーク」を学びます。

特別企画に参加できなかった方のための講座ですが、復習目的での参加も大歓迎です。ケースワーカーだけでなく、生活保護を学びたい方にも役立つ内容です。

よくわかる生活保護ガイドブック「1」「2」（明石書店）をテキストとして使用します。

1日目：午後講座 【大正大学】 ※全ての講座に定員があります

* <ケースワーカー実践講座>

「収入認定と63・78条」～収入認定、63条費用返還、78条費用徴収を学ぶ～

収入認定、63条費用返還、78条費用徴収について事務処理や決定における基本を学びます。高校生のアルバイト収入から「就労や早期の保護脱却に資する経費」を収入認定除外することができるようになるなど、通知は年々変化しています。費用返還において自立更生控除を検討していないため争いになる例があります。中には63条費用返還とするのか78条費用徴収とするのか判断に迷うことがあります。ケースワーカーとして基本を学びつつ、判断や決定の在り方を考える講座です。

講師：池谷 秀登さん（帝京平成大学） 以元 栄一さん（京都市北保健福祉センター）

コーディネーター：中村 健さん（新潟市西福祉事務所）

* <福祉専門職>

「誇りが持てる創造的な生活保護現場に見る“みらい”」～福祉専門職が果たす役割としての今と明日～

福祉課題の複雑化と高度化に伴い、各自治体では社会福祉専門職のニーズが高まってきています。社会福祉のプロとして、福祉事務所内では「福祉文化を支えるオピニオンリーダー」として期待される面がある一方で、行政マンとして生きていく上では様々なジレンマに直面します。「育成プランが不明確」「職場で支援の意義を共有できにくい」「スポイルされる」など、多くの社会福祉専門職固有の課題を、組織としても個人としても抱えている実態が散見されます。

福祉専門職として、誇りを持って創造的な生活保護現場を創るためには、何を胸に刻み、どのように日々の実践と研鑽をしていけばよいのかを一緒に考えていきます。そこには専門職養成、採用、現場でのOJT、スーパーバイズ、研修のあり方など、議論する論点は多くあります。専門職を養成する教員、学生の皆さんと共に、“みらい”を創る講座にします。

* <漫画から学ぶ実践>

「教えて半田さん！『半田さんに学ぶケースワーカーの心と術』」

～漫画・ドラマ『健康で文化的な最低限度の生活』より～

柏木ハルコさんの漫画『健康で文化的な最低限度の生活』（小学館）で主人公義経えみるを陰で支えるヒーロー、大ベテランの半田さん。人気の高いキャラクターで、「職場に半田さんが一人いてほしい」という声が上がっているほど。連続ドラマでは俳優の井浦新さんが見事に演じています。

これまで同作の漫画化、ドラマ化に協力してきた全国公的扶助研究会。当会に半田さんのモデルが多いたからこそ実現できたとも言えます。ソーシャルワークの技術、専門性が求められる中、半田さんならばどう助言し、支援するのか、興味深いところ。漫画、ドラマで実際にあったエピソードから、半田さんが皆さんの悩みを心寄せ、半田さんワールドを解き明かし、ケースワーカーの心と術を学びましょう。

ファシリテーター：衛藤 晃さん（神戸市灘福祉事務所）

* <ハウジングファースト>

「居住福祉 — 住まいは生活と福祉の基盤」

～ホームレスの状態の人を始め誰もが適切な住居に住むために～

住居は健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤です。しかし、日本では衣食住の中で「住」が貧困と言われます。低所得者、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、子どものいる世帯、被災者など様々な人々の間で「住」の問題が広がっています。福祉に携わる支援者も「住」の問題で難しさを感じる人が多いのではないのでしょうか。

本講座では、アメリカから広まった、ホームレスの状態の人への住まいを軸とした「ハウジングファースト」の支援の考え方と実践を学びます。また、居住福祉に関する各分野・各地の課題と実践を皆様と共有して、各福祉分野での支援の実践と向上に役立てることを目的とします。生活保護などでホームレスの状態の人の支援に従事する担当者の方を始め、居住福祉に関心を持つ多くの分野の方々のご参加をお待ちしています。

講師：稲葉 剛さん（一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事）

* <依存症支援>

「依存症支援と生活保護ケースワーク」～「回復」ってなに？～

生活保護など福祉現場では、アルコールや薬物・ギャンブルなど、色々な依存症に苦しむ人たちが多く現れます。

国民的アイドルグループのメンバーの事件により、アルコール問題に注目が集まりましたが、その治療の実態や支援について理解が進んでいるとは言えません。

ケースワーカーや医療スタッフの中にもその支援に困難さを感じる方は多いのではないのでしょうか？

福祉現場で避けては通ることが出来ないアディクション（依存症）。その回復支援の中にはソーシャルワークの支援のヒントが沢山詰まっています。

この分科会では、回復当事者本人に触れ、支援のヒントや「回復」とは何かを一緒に考えたいと思います。

講師：成宮 康彦さん（みのわマック） 高取 実亜子さん（RD デイケアセンター）

小宮 勤さん（渋谷ダルク） 野澤 賢一さん（K-GAP）

コーディネーター：横田 敏さん（板橋区板橋福祉事務所）

* <ひきこもり支援>

「事例から学ぶひきこもり支援のノウハウ」

～ひきこもり支援に生活保護はどのようなアプローチができるのか？～

「8050(ハチマルゴーマル)問題」。ひきこもりを続ける50代の子どもと高齢化する80代の親、経済的にも精神的にも追い詰められて、家族が社会的に孤立していく社会問題です。

親亡き後のひきこもり第一世代の方々がすでに生活保護を受けるようになっています。家族と同居してひきこもりを続ける若者を担当したことのある生活保護ケースワーカーも少なくないと思います。こうした方々へどのようにアプローチできるのか？関係機関との連携は？当日は、生活保護ケースワーカーと連携して支援に携わる臨床心理士の次世代育成支援員の方から事例を提供していただきます。『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』(厚生労働省, 2010)の作成に関わり、ひきこもり支援の研究に携わっている講師からアドバイスをいただきます。参加される皆さんのひきこもり支援の経験も共有化し、明日からでも役に立つひきこもり支援のノウハウを学んでいきましょう。

講師：近藤 直司さん(大正大学)

報告者：青木 素子さん(杉並区杉並福祉事務所荻窪事務所)

コーディネーター：渡邊 秀明さん(杉並区杉並福祉事務所高井戸事務所)

* <ひとり親支援>

『「ひとり親」家庭の現状と必要な支援』～子ども食堂から見える親と子の日常～

ひとり親世帯は、母子世帯・父子世帯ともに増加する傾向にあります。ひとり親家庭の子どものおおよそ2人に1人は貧困状態にあると言われており、潜在化しやすいひとり親家庭のニーズを早期に発見することと、親と子どもを複眼的に支援することが求められています。

本講座では、子ども食堂から見える親と子の日常から、私たちがとらえきれていない「ひとり親家庭」の現状と必要な支援について皆さんと一緒に考えていきます。

講師：栗林 智絵子さん(NPO法人「豊島 WAKU WAKU ネットワーク」)

1日目・夜 懇親会「地上210mからの夜景♪東京は夜の7時♪」 ※名刺をお持ち下さい

会場：クルーズ・クルーズ 池袋サンシャイン 60 58階

参加費：5,500円(定員あり)

受付：18:45～ 開宴：19:00～21:00

「せっかく東京に来たのだから、ゴージャスな雰囲気でおいしいものを食べたい。」

そのような皆さんの気持ちにお応えして、都内最高峰の高さを誇るレストランから眺める最高のシティービューと華やかなお料理をご用意しました。全国から集まるセミナー参加者のために、地上210mから見下ろす圧巻の夜景をバックに、ビュッフェ方式で。会場内では11月9日開催の特別企画の様子を映像付きでご案内する予定です。

全国セミナーは知識や技術を身につけることはもちろんのこと、懇親会などでの「交流」も魅力の一つです。一人で参加する方も多いので大丈夫です。全国各地から集まった仲間と語り合い、「交流」を深めましょう。

近年、予想を上回る参加申し込みがあり、うれしい悲鳴が続いています。定員までの優先受付のため当日申し込み枠がなくなることが予想されます。セミナー参加の申し込みと同時の申し込みをお願いします。

♪東京は夜の7時♪ロマンチックなひとときをお楽しみ下さい。

2日目(午前・午後) 分科会 【大正大学】 ※全ての分科会に定員があります

* <政策研究>

「子どもの貧困・保護基準・法改正・担い手を考える」

～子どもの貧困の現状と基準引き下げ等生活保護をめぐる動向～

生活保護の政策対象である貧困や生活問題に対して、生活保護ケースワーカーは、保護基準を踏まえ、法や実施要領を活用してその軽減、除去を目指して活動します。本分科会では、「高止まり」している子どもの貧困の現状を大阪府の調査により明らかにします。また2018年10月からの生活扶助基準や母子加算の引下げの意味、そして法や実施要領改正の問題点や課題を検討します。さらに、担い手である生活保護ケースワーカーの現状についても言及し、「生活保護ケースワーカー人権宣言」の意義を再確認します。

講師：嵯峨 嘉子さん(大阪府立大学) 岡部 卓さん(首都大学東京)

池谷 秀登さん(帝京平成大学) 吉永 純さん(花園大学)

助言者：尾藤 廣喜さん(弁護士/鴨川法律事務所)

* <初級学校>

「生活保護とケースワーク」～なぜ、生活保護はケースワーカーが必要とされるのか？～

初級学校は経験年数1年未満の生活保護ケースワーカーを対象とした講座です。

生活保護のケースワーカーに、希望していなかった人も、意図せずになった人も、日々の業務の中で、煩雑な事務作業や支援の難しさに苦労していることかと思えます。そこで本講座では、生活保護制度の正しい理解やケースワークの大切さを学ぶとともに、全国のケースワーカーとの出会い、グループワークを通して喜びや悩みを共有することで、心身のリフレッシュを図るとともに明日からの活力を得る場になりたいと考えています

先輩ケースワーカーを講師に迎え、皆さんと共に楽しく有意義な“学校”を作りたいと思います。

* <子どもの貧困>

「子どもの貧困、今、福祉事務所に求められていること」

生活困窮者自立支援法で制度化された「学習支援事業」、各地に広がる「子ども食堂」など、子どもの貧困への理解と注目が進んだことは間違いありません。しかし、子どもたちへの支援の場が広まる一方、福祉事務所や生活保護ケースワーカーによる支援が見えにくくなっているということはないでしょうか。子どもの貧困は「お金がない」という問題だけではありません。法改正により大学進学への一時金が支給されれば、問題は解消されるのでしょうか？

子どもの貧困は大人の貧困でもあり、子どもだけを支えるのではなく、福祉事務所・児童相談所・学校やNPOなどによる、多角的な支援が必要です。今改めて福祉事務所で何が出来るのか、生活保護ケースワーカーと児童相談所からの報告をもとに皆さんと考えたいと思います。

助言者：松崎 喜良さん（神戸女子大学）

報告者：石井 悠基さん（板橋区板橋福祉事務所） 松尾 三千香さん（板橋区赤塚福祉事務所）

永井 紀子さん（板橋区志村福祉事務所） 打越 雅祥さん（多摩児童相談所）

コーディネーター：横田 敏さん（板橋区板橋福祉事務所）

* <高齢者支援>

「高齢者の『健康で文化的な生活』支援」

生活保護利用世帯のうち高齢者世帯の割合は約5割を占めます。生活保護の捕捉率（生活保護を利用する資格がある人のうち現に利用している人の割合）は2割程度にすぎないと言われており、保護を必要とするにもかかわらず、保護されていない、生活に困窮する高齢者は少なくないと考えられます。

高齢者の「いのち」と「くらし」を守るために必要な「健康で文化的な生活」支援とは何か？健康で文化的な生活の具体的な内容とは何か？本分科会では、生活保護ワーカー、コミュニティソーシャルワーカーらの実践報告などから皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

助言者：河合 克義さん（明治学院大学）

* <医療と福祉の連携>

「医療と福祉の連携」～医療と福祉の連携で生み出す豊かなソーシャルワークの可能性を考える～

福祉事務所から見える医療機関はどんなイメージでしょうか？生活保護制度の利用者には医療的なニーズを抱えている方が多くいらっしゃると思います。生活場面でより良い支援を行うためには医療機関との連携は欠かせません。一方で医療現場においても生活基盤を保障する生活保護制度（福祉事務所）との連携が非常に重要になっています。

本分科会では、医療機関・福祉事務所それぞれの実践報告を基に、医療機関が置かれている現状や連携における課題や可能性を整理します。そして、皆さんとの意見交換をとおして、豊かなソーシャルワーク実践のための連携のあり方について考えたいと思います。ケースワーカーはもとより、福祉事務所との連携を模索されている皆さんの参加をお待ちしています。

講師：市浦 華奈子さん（東邦大学医療センター大橋病院）

コーディネーター：仲野 浩司郎さん（羽曳野市福祉総務課）

* <生活困窮者>

「皆さんの自治体の生活困窮者自立支援事業は？」

平成27年度から本格的に実施されている生活困窮者自立支援事業が、皆さんの住んでいる自治体ではどのように実施されているかご存知ですか？現場ではどのように連携されていますか？模索中ですか？

本分科会では生活困窮者自立支援事業の実施機関等からの実践報告を受けて、本制度が皆さんの地域で活かされるヒントになるよう、そして本制度が果たす公的責任について共に考えたいと思います。

自立相談支援事業に携わっている皆さんはじめ、連携を模索中の方、生活困窮者自立支援制度を理解したい方のための分科会です。

報告者：今井 伸さん（田園調布学園大学）

* <ソーシャルワーク>

「ステップアップ ソーシャルワーク実践」 ～事例検討から学ぶ生活保護ソーシャルワーク～

「う～ん、この人、どうやって支援していけばよいのだろうか?」。様々な生活問題を抱える相談者を前に、頭を抱えたことはありませんか?より複雑化している現代の貧困の中で、生活保護ケースワーカーには、単に経済的支援にとどまらない、状況の理解の仕方や関係機関との連携の方法など専門的な支援が求められています。事例検討はこうした支援の向上に有効な方法です。しかし、多忙な現場では、事例検討をする時間も気持ちの余裕もないのが現状です。

分科会では、午前、午後と一事例ずつじっくり検討します。元福祉事務所職員で、公的扶助ソーシャルワークを研究されている長友さんからアドバイスをいただきます。参加された皆さんの「こうしたらうまくいった!」という経験も共有化していきましょう。明日からでも現場で役立つ生活保護ソーシャルワークの価値、知識、技術を皆さんと一緒に学んでいきたいと考えています。

助言者：長友 祐三さん（埼玉県立大学）

ファシリテーター：渡邊 秀明さん（杉並区杉並福祉事務所高井戸事務所）

* <就労支援>

「事例から紐解く『就労支援ソーシャルワーク』の真骨頂」

～就労支援に必要な全体性とエンパワメントを理解する～

つい不就業である現状のみに目が向いてしまいがちな就労支援。就労の意義を一方的に利用者に求めてしまいがちですが、齟齬の正体がどこにあるのかを探していく作業の過程こそが就労支援ソーシャルワークです。その過程の中に利用者の奥に潜む背景や課題解決の糸口が見つかります。就労支援をソーシャルワークの観点で捉えることで、就労支援に必要な全体性の理解とエンパワメントの手法を共に学びましょう。

①「就労指導と就労支援の違い」。②「就労意欲が見えない人への就労支援」。③「仕事が続かない人への就労支援」。④「子どもがいる世帯への就労支援」。⑤「病気、障害と就労支援」。以上の項目を中心とした事例検討を基にして、就労支援ソーシャルワークを考えていきます。

ファシリテーター：衛藤 晃さん（神戸市灘福祉事務所）

* <精神障がい者支援>

「みんなで考えよう!精神障がいのある人への支援について」

～希望する地域での生活を促進するために～

日本では30万人以上の方が精神病院に入院していますが、その一方で「精神障がい者の地域移行」が進められつつあります。今後、精神障がいがある人が、より多く地域での生活を始めるようになります。また、現在でも数多く生活しています。そのような人たちにとって、生活保護は大きな支えになっています。一方、生活保護ケースワーカーの多くは精神障がいがある人への支援で悩んでいます。

この分科会では、そのようなケースワーカーの疑問や悩みを持ち寄ってもらい、よりよい支援を考えるとともに、精神障がいがある人の希望する地域での生活を促進できればと思います。

報告者：林原理佳さん（杉並区杉並福祉事務所高井戸事務所）

コーディネーター：横山 秀昭さん（横浜市旭福祉保健センター）

* <福祉事務所調査>

「他の福祉事務所はどうしている?ケースワーカーの仕事」

～アンケート調査からみたCWの業務、課題、これから～

昨年度、全国公的扶助研究会は9自治体27福祉事務所に対して「ケースワーカー(及び査察指導員)の仕事にかかわるアンケート調査」を行い、ケースワーカー285名、査察指導員40名から回答を得ることが出来ました。実施体制だけでなく業務内容、業務への想いなども調査項目に含めたことで、さまざまな課題が明らかになりました。

調査結果の詳細報告を行ったのち、福祉専門職の優位性、専門性の確保、ケースワーカーの評価、ケースワーカーの悩みなどについて、皆さんと考えて行きます。

報告者：小澤 薫さん（新潟県立大学） 木下武徳さん（立教大学）

コーディネーター：中村 健さん（新潟市西福祉事務所）

全国公的扶助研究会の活動について

全国公的扶助研究会は、生活保護ケースワーカーや研究者のみならず、生活困窮者自立支援、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、地域福祉など、公・民間問わずさまざまな現場で活躍をしている会員が所属し、日々活動をしています。具体的には、

- 全国セミナー、各地（関東、関西、九州・沖縄、東海など）ブロックセミナーなどの研修開催
- 書籍・ブックレット・ガイドブックなどの出版活動
- メーリングリストを活用した会員同士の情報交換
- 他団体とのイベントの共催、講師派遣

を活動の柱としています。

全国セミナーは例年500名を超えるご参加をいただき、多数の分科会や講座などの企画を開催し、新たな学びの場としてはもちろん、より良い公的扶助を志す全国の仲間との出会いの場としても毎年好評をいただいています。毎年全国各地さまざまな場所で開催し、新たな公的扶助研究の芽を各地に育てていくことに取り組んでいます。

全国公的扶助研究会は、上記のような取り組みと一緒に担ってくれる仲間を募集中です。やり甲斐、達成感が感じられるだけでなく、第一線で働く仲間たちにも数多く出会えます。

全国公的扶助研究会の電子メールアドレス（zennkoku_koufukenn@yahoo.co.jp）までぜひお問い合わせ下さい！

機関誌『季刊 公的扶助研究』

全国公的扶助研究会では、公的扶助の現場の最新情報を解説し、今現場で何が起きているのか、法制度の状況はどうなっているのか、公的扶助における援助技術のあり方等を広く読者の皆さんと共有するため、機関誌『季刊 公的扶助研究』を年に4冊（1、4、7、10月）発行しています。

【過去の特集テーマ】

- 「いまケースワーカーとして働くことの意味」
- 「いのちとくらしと人権の半世紀」
- 「ソーシャルワークの哲学と実践」
- 「生活保護と人権」
- 「社会保障・生活保護の行方と生活困窮者自立支援法」

そんな現場から手づくりの機関誌、ぜひ手にとってお読みいただきたいと思います。お問い合わせは全国公的扶助研究会（<http://www.kofuken.com/>）、または出版社の萌文社（<http://www.hobunsysa.com/magazine/koutekifujou/>）まで！

全国公的扶助研究会

検索

Facebook もチェック！

全国公的扶助研究会の Facebook にて、各講座・分科会の講師・報告者・コーディネーターの紹介を掲載していきます。

また、各分科会・講座などの準備状況、担当者から参加される皆様へのメッセージ、全国セミナー東京大会の楽しみ方なども、順次掲載していく予定です。こちらも合わせてご覧下さい。

参 加 費

《参加費》

- 一 般：10,000円（内訳：参加費7,000円+資料代3,000円）
- 公 扶 研 会 員：5,000円（内訳：参加費2,000円+資料代3,000円）
- 学 生：5,000円（内訳：参加費2,000円+資料代3,000円）**学生証を提示下さい**

※平成30年11月9日を一次締切日とします。期日を過ぎてからの申し込みも可能ですが別途500円を参加費に追加させていただきますので、早目の申し込みをお願いします。（当日申込も可能。次頁申込フォームは11月22日まで。）

※参加費は当日受付でお支払いいただきます。

※受付で学生証の提示がない場合は参加費の割引ができません。学生証は必ずご提示下さい。

※セミナー2日間のうち、1日のみの参加も可能ですが、参加費の割引等はありません。

※2日目は午前午後で参加する分科会を変更することはできません。

全国公的扶助研究会への入会をセミナー参加申込と同時にご検討下さい。当日入会も可能です

・全国公的扶助研究会未入会の方

会員年会費6,000円（年間4冊の機関誌購読料3,000円含む）のお支払いで、セミナー参加費が一般価格から会員価格5,000円となります（年会費6,000円+参加費5,000円=合計11,000円）。

・機関誌「公的扶助研究」を定期購読されている方

機関誌年間購読料に3,000円を足すことで、全国公的扶助研究会の会員となり、セミナー参加費が一般価格から会員価格となります。

《1日目懇親会》

参加費 5,500円

先着順のため当日申込が出来ない可能性があります。セミナー参加の申し込みと同時の申し込みをお願いします。

参加者にはセミナー受付にて懇親会参加券をお渡しします。

《昼食について》

セミナー実行委員会による弁当の販売、斡旋はありません。

1日目（24日）は、学食（10号館：昼食は11時～15時45分）、売店（7号館）、バイキング昼食（05号館）の利用ができます。

2日目（25日）は上記食堂及び売店の利用はできません。会場周辺の飲食店も限られるため、事前に御用意されることをお勧めします。

《宿泊について》

宿泊施設・ホテルの斡旋等は行っていません。

各自で早目に御予約されることをお勧めします。

《申込方法》

①申込フォームによる申し込み

PC・スマートフォン共通

⇒ <https://ws.formzu.net/fgen/S5177184/>

下記ウェブサイトからも申込フォームへアクセスできます。

- ・全国公的扶助研究会ホームページ
- ・第51回公的扶助研究全国セミナーフェイスブック

<https://www.facebook.com/zensemi51/>



QRコード
11月22日まで

◎講座・分科会の選択

申込フォームでは、1日目午前講座・1日目午後講座・2日目分科会の中からそれぞれ参加を希望する講座・分科会を1つ選択して下さい

◎定員による制限

全ての講座・分科会は定員を設定しています。定員に達した講座・分科会は申込フォームで参加選択が出来なくなりますのでご注意ください

◎申込フォーム締切

平成30年11月22日を締切とします。当日会場での参加申込も可能ですが、事前申込にご協力下さい。

◎申込後の変更及びキャンセルは

⇒ 電子メール zensemi2018@gmail.com

⇒ FAX 050-3730-2116

②FAXによる申し込みを希望の方は
下記事務局へお問い合わせ下さい

参加者管理の効率化のため申込フォームからの申し込みを原則としています。
ご理解ご協力をお願いします。

《全国セミナーの内容に関する問い合わせ先》

全国公的扶助研究会事務局

⇒ 電子メール zennkoku_koufukenn@yahoo.co.jp

⇒ FAX 050-3730-2116

- ・お問い合わせは下記の要領をお願いします。回答は、後日になる場合があります。
- ・件名は「全国セミナーについて」と明記して下さい。
- ・電話やFAXによる回答を希望される場合はその旨を明記し、連絡先の番号を付記して下さい。

会場アクセス

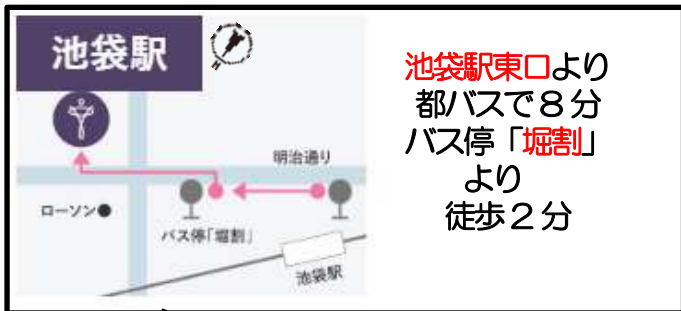
【最寄駅からのアクセス】 **大正大学** 東京都豊島区西巣鴨3-20-1



都営地下鉄
三田線
西巣鴨駅
から
徒歩2分



都営荒川線
庚申塚停留場
または
新庚申塚停留場
より
徒歩7分



池袋駅東口より
都バスで8分
バス停「**堀割**」
より
徒歩2分



JR 埼京線
板橋駅
より
徒歩10分

【キャンパスマップ】 **7号館 (受付) ・5号館**

《池袋駅東口からの
都バス》

- 6 番乗り場
西新井駅前行き
北車庫前行き
神田一丁目行き
- 7 番乗り場
浅草雷門南行き
- 12 番乗り場
とげぬき地蔵前行き
- 13 番乗り場
浅草寿町行き



※ 車いす対応トイレ
7号館 1.7階
5号館 7階
10号館 (学食) 1階